

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和3年11月10日作成)

法令名	地域再生法
根拠条項	第十七条第二項第六号
処分の概要	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の取消し
法令の定め	(前略) 6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力工場地域等特定業務施設整備計画(中略)に従って地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を
処分基準	処分の前例がなく未設定
処分担当課	経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係 (電話番号:011-204-5328)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/tihoukyotennkyoukazeisei.html)